様式第11の7（第22条の2、第28条の4、第29条の2、第29条の6、第30条の2及び第47条関係）（平19経産令26・追加、平24経産令65・平27経産令6・令2経産令92・一部改正）

意　　見　　書

特許庁長官　　殿
（特許庁審査官　　殿）

1　国際出願の表示
2　出願人（代表者）
　　氏名（名称）　　（署名：＿＿＿＿）
　　あ　て　名
　　国　　籍
　　住　　所
3　代理人
　　氏　　名　　（署名：＿＿＿＿）
　　あ　て　名
4　補完命令の日付
5　意見の内容
6　添付書類の目録

〔備考〕

1　第22条の2第1項の規定による意見書を提出するときは表題を「意見書（第22条の2第1項の規定による意見）」とし、第28条の4第2項の規定による意見書を提出するときは表題を「意見書（第28条の4第2項の規定による意見）」とし、第29条の2第2項の規定による意見書を提出するときは表題を「意見書（第29条の2第2項の規定による意見）」とし、第29条の6第2項の規定による意見書を提出するときは表題を「意見書（第29条の6第2項の規定による意見）」とし、第30条の2第1項の規定による意見書を提出するときは表題を「意見書（第30条の2第1項の規定による意見）」とし、第47条第3項の規定による意見書を提出するときは「意見書（第47条第3項の規定による意見）」とする。

2　第28条の4第2項の規定による意見書を提出するときは「補完命令の日付」の欄を「通知の日付」とし、第29条の2第2項又は第29条の6第2項の規定による意見書を提出するときは「補完命令の日付」の欄を「補充命令の日付」とし、第30条の2第1項の規定による意見書を提出するときは「補完命令の日付」の欄を「補正命令の日付」とし、第47条第3項の規定による意見書を提出するときは「通知の日付」とする。

3　日付は、西暦紀元及びグレゴリー暦により、日についての数字、月につい

ての数字及び年についての数字をこの順序に従つて、日及び月について２桁のアラビア数字で表示し、年について４桁のアラビア数字で表示し、かつ、日及び月の数字の後にピリオドを付す（例えば2003年６月28日は「28.06.2003」）。他の紀元又は暦を用いる場合には、西暦紀元及びグレゴリー暦による日付を併記する。

4　その他は、様式第１の備考１から10、12から15まで、17、18、20及び21並びに様式第２の３の備考１、３及び４と同様とする。